

特別定額給付金の申請はお済みですか？

常陸大宮市では特別定額給付金の郵送での申請受付を 5 月 18 日から開始しています。

特別定額給付金の受付けは 8 月 17 日までとなっていますので、期限内に早めの申請をお願いします。

問合せ先

本庁 特別定額給付金対策室

☎ 55-9300



固定資産をお持ちの方が亡くなられたとき

固定資産税の納税義務者（土地および家屋の所有者）が亡くなられたときは、下記の書類を提出してください。書類は市役所本庁舎、また各支所窓口、ホームページにあります。

①相続人代表者指定届

相続人が2人以上いる場合は代表者を1人決め、代表者欄に記入してください。亡くなられた方名義の固定資産納税通知書やその他書類を代表者あてに送付します。

②固定資産現所有者申告書（この申請書は、令和2年4月1日以降に亡くなられた方の相続人が対象です）

相続登記が完了していない土地・家屋は相続人全員の共有物となりますので、相続人（現所有者）全員について、氏名や住所等の申告が必要です。相続人（現所有者）であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに提出してください。

※②について、すでに相続登記が完了している場合は、提出の必要はありません。

※土地・家屋の相続登記は、水戸地方法務局常陸太田支局で別途申請が必要です。

問 **本庁** 税務徴収課資産税G ☎52-1111 内線234